



平成28年8月15日発行

広報うき号外を発行しました。生活再建に向けた大切な情報などをお届けします。各世帯に配布するほか、避難所などにも配布しています。これらの情報は市公式ホームページや市情報メールなどで随時お知らせしています。広域避難している人など、この広報紙が届かない可能性のある人をご存じでしたら、周知いただきますようお願いいたします。

なお、次号の広報うき（定期版）は9月1日（木）発行予定です。

速報

被災家屋（半壊未満）の復旧工事を行った世帯を支援します

～宇城市被災住宅等再建支援事業

お問い合わせ
都市整備課

☎32-1694

地震および豪雨災害で住宅や宅地などが被災し、復旧費用が30万円（税込み）以上かかった世帯に対する支援として、「宇城市復興券」（市内で使える商品券）を交付します。

なお、この事業は市の一般財源で実施する、市の独自事業です。

受付開始日 10月3日（月）から

対象

- ① 地震で半壊に満たない被害を受けた世帯
- ② 6月の豪雨で被害を受けた世帯（地震で半壊以上と判定された世帯は除く）

条件

- ・ 上記対象世帯のうち、被災した住宅や宅地などの復旧にかかった費用が総額30万円（税込み）以上であること
- ・ 被災時、宇城市内に住所があった世帯（借家・アパート除く）
- ・ 法人でないこと
- ・ 世帯全員が市税を滞納していないこと

※宇城市リフォーム助成事業との併用はできません。

対象経費

- ・ 住宅の屋根、外壁、内装、窓、給排水設備などの復旧費用
- ・ 住宅に付随する門扉、石垣、ブロック積みや宅地被害などの復旧費用

※解体・撤去のみの費用は対象外です（解体・撤去後に再建する場合は対象となることがあります）。

※清掃・室内クリーニング費用、材料費、電化製品、家具類などの家財は対象外です。

支援内容

復旧などに要した経費（総額）	交付内容
30万円以上50万円未満	3万円分の宇城市復興券（商品券）
50万円以上	5万円分の宇城市復興券（商品券）

提出物

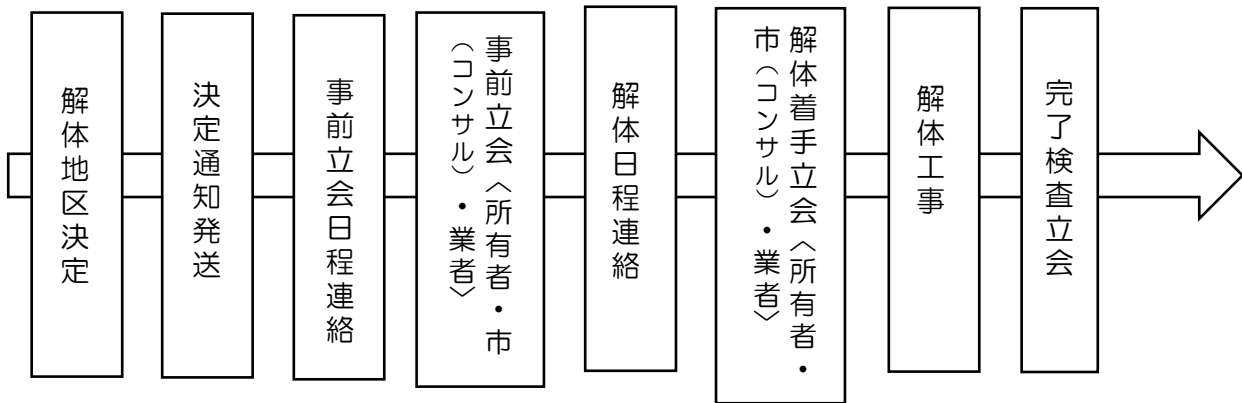
- ・ 被災箇所の着工前、および復旧後が分かる写真
- ・ 見積書と領収書（数量・単価など、修理の内容が記載してあること）

※すでに罹災証明書を受け取られている場合はご持参ください。未発行の場合、新たに罹災証明書の発行申請の必要はありません。写真で確認します。

手続き方法や場所などの詳しいことについては、広報うき9月号でお知らせします。

損壊家屋の公費解体が始まりました

市による公費解体が始まりました。解体は6月30日までに申請があった分を取りまとめ、全壊家屋が多い行政区から始めています。市内全域の全壊家屋の解体終了後、大規模半壊、半壊へと順次進めます。解体の流れは次のとおりです。解体前には現地調査を行い、所有者立ち会いのもと、解体対象物の確認を行います。



公費解体（最終）申込期限 8月31日（水）

受付時間 平日 午前9時～午後4時

※公費解体の申請が無い場合は、補助の対象とはなりません。必ず期限内にお申し込みください。

※解体前には所有者で家財などの搬出をお願いします。

※住家の自主解体の申し込みは終了しました。

※7月29日までに「市税減免申請」および、「非課税物件の罹災判定依頼」がお済みでない人や、台風などで倒壊の恐れがあり自主解体が必要となった人は、公費解体を取り下げ、あらためて自主解体の申請をしていただく必要があります。ご相談ください。

受付場所・お問い合わせ

農家倉庫 農政課 ☎32-1641

中小企業（商店） 商工観光課 ☎32-1604

空き家（窓口：市役所新館） 空き家担当班 ☎32-1111

住家・その他（窓口：市役所新館） 衛生環境課 ☎32-1598

解体廃棄物の搬入許可証を発行します

公費・自主解体の申請者を対象に仮置き場への搬入許可証を発行します。倒壊の恐れがあり、搬出が困難な場合はご相談ください。

申請場所 衛生環境課

※解体を伴わない災害ごみの搬入は、7月19日で終了しました。

※中小企業などの事業系廃棄物、倉庫内の農業用資材などは仮置き場への搬入はできません。

各自で適正な処分をお願いします。

お問い合わせ 衛生環境課 ☎32-1598

応急仮設住宅空室分の入居を受け付けています

お問い合わせ
高齢介護課
☎32-1406

第1次・第2次で募集した応急仮設住宅に空室があります。

入居を希望する人はお申し込みください。

受付期限 8月26日(金)
平日 午前9時～午後4時
受付場所 市役所新館 第5会議室

入居条件(次の全てに該当すること)

- ・平成28年4月14日時点で、宇城市に住所がある
- ・地震による住居の全壊または大規模半壊により、居住する住宅がない
※「半壊」でも家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない人は対象となる場合があります。
- ・自らの資力で住居を確保することができない
- ・住宅応急修理制度を利用していない
- ・民間賃貸住宅借上げ制度(みなし応急仮設住宅)を利用していない

優先する要件

- ・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上世帯
- ・身体障害者手帳1級または2級の人がいる世帯
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人がある世帯
- ・高齢者や障がい者(児)がいて、家族介護が必要と認める世帯
- ・3歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- ・中学生以下の子どもが3人以上いる世帯
- ・75歳以上の高齢者がいる世帯

入居者決定・入居時期 9月上旬

募集する応急仮設住宅

小川第1・第2仮設団地(小川町南新田)

- ・1K(世帯員1～2人用) 1室
- ・2DK(世帯員2～4人用) 1室
- ・3K(世帯員4人以上用) 1室

当尾第2仮設団地(松橋町曲野)

- ・2DK(世帯員2～4人用) 4室

豊野第2仮設団地(豊野町糸石)

- ・2DK(世帯員2～4人用) 1室

御領仮設団地(不知火町御領)

- ・3K(世帯員4人以上用) 1室

入居者の選定方法

応募者多数の場合は抽選を行います。次の優先要件に該当し、かつ「全壊」、「大規模半壊」の判定を受けた人を優先的に選定します。ご了承ください。

その他

- ・入居期間は2年以内です。家賃は必要ありません。
- ・駐車場は原則として1世帯1台分です。
- ・食事代、電気代、水道代、ガス代および共益費、自治会費などは、入居者の負担となります。
- ・ペットは室内飼育のみ許可します。

申し込み方法

受付場所に備え置き申請書に必要事項を記入し罹災証明書を添えて、お申し込みください。

応急仮設住宅の第3次入居募集を計画しています。詳しいことが決定したらあらためてお知らせします。

避難所を集約します

市内6カ所に開設していた避難所を、8月15日をもって1カ所に集約します。ご不便をお掛けする場合がございますが、皆様のご理解をお願いいたします。

集約後の避難所

市武道館(不知火武道館)

お問い合わせ 市民課 ☎32-1446

農業施設再建支援の第3回要望調査を行います

お問い合わせ
農政課 農業経営係
☎32-1641

現在農業を営んでいる人の地震により被災した農業用施設などの修繕・再建に向けた取り組みを支援し、復旧を図ることを目的とした経営体育成支援事業を実施しています。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

申請期間

9月1日（木）～30日（金）

※変更になる場合があります。

※要望調査は第4回で終了となります。開始時期は未定です。

提出物

- ・申請調書
- ・見積書

（再建、修繕、撤去がすでに終わっている場合は、見積書および領収書などを提出してください）

- ・被災証明願
- ・写真（被災の状況が分かるように角度を変えて撮影してください）

※成果目標などを伺いますので農家台帳、申告書、営農計画書などもご持参ください。

※申請調書、被災証明願は本庁農政課、または三角支所経済課、小川支所経済課、豊野支所総合窓口課にあります。不知火支所では配布していませんのでご注意ください。

助成の対象となる事業内容

- ・農業用施設の修繕・再建
- ・農業用施設を修繕するために必要な資材の購入
- ・農業用機械、附帯設備の修繕・再建
- ・倒壊した農業用施設の撤去（定額）

※原形復旧を目的としています。**被害を受けた施設と同程度の復旧を超えた分は自己負担になります。**解体に係る事業は、環境省の事業と併用して申請はできません。

温かいご支援に 心から感謝申し上げます

熊本地震宇城市災害義援金の
受け入れ状況（7月25日現在）

件数 736件
金額 5,411万2,796円

4月18日の義援金口座の開設以降、全国の皆さまからたくさんの心温まるご支援をいただき誠にありがとうございます。

会計課 ☎32-1368

義援金の配分については、宇城市災害義援金配分委員会において、今後決定します。

なお、県からの義援金についてはすでに配分を行っています。

社会福祉課 ☎32-1387

毎週木曜日の延長窓口を再開します

地震の影響で休止していた毎週木曜日午後7時までの本庁の一部窓口を延長する業務を再開します。

再開日 9月1日（木）から

お問い合わせ
行政改革課 ☎32-1803



災害に便乗した 「不審な電話」や「訪問販売」 には十分ご注意を！

不審な電話や訪問販売などを受けたなら、宇城市消費生活センターにご相談ください。

お問い合わせ 市消費生活センター
☎33-8277